

(別紙)

令和元年度 産業廃棄物税基金充当事業 実績報告書

事業名： アスベスト対策事業

事業実施予定期間： 平成 21 年度から令和元年度まで

担当課室名： 環境生活部環境対策課

担当班名 大気環境班

TEL： 0 2 2 - 2 1 1 - 2 6 6 5

e-mail： kantait@pref.miyagi.lg.jp

URL： http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-t/

1 事業の目的

アスベスト含有建材を使用する建築物に係る違法解体工事をなくすため、関係機関が連携したパトロールを実施するとともに、関係法令の遵守を指導し、廃石綿等の廃棄物の適正処理を推進するもの。

さらに、廃棄物処理施設近傍や特定粉じん排出等作業が行われる解現場や被災地等でアスベストのモニタリングを行い、飛散状況を確認し、適正処理の状況把握及び県民の安全安心に資するもの。

2 当該年度の実施事業の概要・実績

(1) 違法行為の実態把握

建設リサイクル法に基づく解体工事の届出等をもとに、大気汚染防止法や労働安全衛生法などを所管する関係機関が連携し、建築物へのアスベストの使用の有無に係る事前調査の徹底や、廃棄物の適正処理等を指導した。(パトロール実施件数：74件)

(2) アスベストモニタリングの実施

違法なアスベスト処理による大気汚染状況を把握するため、県内の産業廃棄物処理施設近傍3地点、解現場周辺7地点及び一般環境3地点において大気中のアスベスト濃度を測定した。

さらに、津波により被災した建築物の解体等工事が多く行われている沿岸地域では、6地点でアスベスト濃度を測定した。

(3) 普及啓発

建築物解体に関連する法令についてのパンフレットを2,000部作成し、(一社)宮城県建設業協会や宮城県解体工事業協同組合等の関係機関宛て配布し、普及啓発を図った。

3 当該年度の実施事業の成果

関係機関連携の上でパトロールを実施し、作業内容の確認や解体業者等への指導を実施することにより、アスベストの適正処理が推進され、大気環境の保持・改善が図られた。

さらに、被災地や産業廃棄物処理施設、解現場周辺及び一般環境等での大気環境中のアスベストモニタリングを行い、適宜公表することで県民の安心に貢献した。

4 今後の展開

違法アスベスト処理による環境大気汚染状況を把握するため、産業廃棄物処理施設や解体現場等の周辺でのモニタリングを継続する。また、平成27年度から一般環境（バックグラウンド地域）の総繊維数濃度の測定を保健環境センターで継続しており、職員の分析研修受講等により緊急時等における体制の構築を目指す。

被災地における大気環境モニタリングについては、震災復興計画で定める発展期が終了するため、令和元年度の測定をもって終了するが、改正大気汚染防止法の施行により解体事業者の役割の拡大が見込まれることから、適正な分別解体を推進するためにもパンフレットを作成し、廃石綿等の適正処理について事業者等に周知する。

5 廃棄物の削減・リサイクル、適正処理の促進の効果等を示す指標の数値

（※平成23年度は事業実施なし。）

指標1：解体現場パトロール実施箇所数

令和元年度 74箇所

指標2：環境大気中アスベスト濃度測定結果（アスベスト繊維濃度）

令和元年度 10地点（検出下限値未満）

指標3：環境大気中アスベスト濃度測定結果（一般環境）

3地点 0.13～0.37本/L（総繊維数濃度）

指標4：被災地におけるアスベスト濃度測定結果

6地点 <0.056～0.11本/L（無機総繊維数濃度）

6 事業費の推移

単位：千円

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
6,817	3,085	3,850	3,303	2,957